

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第6 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。
町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるので、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。
総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、経緯等をご説明申し上げます。平成26年6月に全部改正されました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備となります。

まず、条例改正の趣旨でございます。行政庁の処分不服がある場合、従来は異議申立と審査請求のいずれか一方、または双方ができるとされておりましたが、このうち異議申立を廃止し、原則審査請求に一元化されることとなります。異議申立と審査請求の違いについて簡単にご説明いたします。

異議申立は、直接の処分庁に対してされるものであり、現行はこの仕組みであります。町は異議申立があった場合、審議をし、決定をし、異議申立人に伝えます。この決定に不服がある場合は、審査庁に対し審査請求を行います。審査庁とは、一般的には上級処分庁のことを言いますが、一般の市町村には、上級処分庁というものはございませんので同一ということになります。また、法律に特別な定めがある場合には別であります。

開成町に置き替えて申し上げますと、町の上級処分庁というものは存在しませんので、異議申立も審査請求も町に対して行われます。町民にとっては、不服申立の制度が実質的に従来と大きく変わるものではございません。今回の法改正は、審理手続における公平性の向上を最大の目的としていること。また、審査請求の期間が60日から3カ月に延長されることから、制度の使いやすさが向上されることとなります。

今回の条例改正は、これに伴い、関係条例の文言を修正するものであります。関係する条例数が大変多くなってございますが、改正内容といたしましては、「異議申立」

といった文言を「審査請求」に改めるといった内容が主なものでございます。

それでは、1 ページ目をお開きください。

開成町条例第 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

開成町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第1条 開成町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年開成町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

第4条第2項第1号に、住所とあわせ居所を追加するものでございます。

また、第2号を追加いたします。さらに第6項を追加し、資格喪失の場合の書面での提出を定めるものであります。

続いて、第6条に第2項を追加するものであります。

2 ページ目をお開きください。弁明書の電子提出を認めるものでございます。さらに第5項を追加し、審査申出人から反論書の提出があった場合、町長へ送付する旨を定めるものであります。

第11条です。委員会の決定書に記載すべき事項を定めるものです。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正になります。

第2条、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条、53号の庁舎整備本構想策定委員会委員を削り、行政不服審理員を追加するものです。行政不服審理員の報酬は、月額8,000円としております。

行政不服審理員についてご説明を申し上げます。審査庁、つまり、町は所属する職員から審理手続を行うものを審理員に指名する必要があります。審理委員は、審理手続が終了後、遅滞なく審理員意見書を作成し、審査庁に提出をいたします。審理員には、法的素養が求められること、また、町が行った処分について判断をすることになることから、町職員では公平性の確保は困難であることなどから、外部の弁護士を非常勤職員として雇用し、審理員に指名する予定でおります。

なお、町単独では、過去に審査請求等の事例はございませんが、仮に審査請求がなされた場合、審理員が審議を主催することになります。

1件当たりの審議時間は、1日あたりおよそ6時間で、12日間程度を想定しております。審理員につきましては、審査請求があった場合のみ雇用するもので、常時設置するものではありません。

続きまして、4 ページになります。第3条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正になります。行政不服審査法が改正されたことによる改正となります。

続きまして、5 ページ目になります。第4条は、開成町営土地改良事業の経費の賦

課徴収に関する条例の一部改正となります。異議申立を審査請求に改め、期間を3カ月とするものになります。

続きまして、6ページをお開きください。第5条は、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正になります。条例中、「異議申立」という文言を「審査請求」に改めるものです。

続きまして、7ページになります。第6条は、開成町税条例の一部改正になります。第6条中の「不服申立」という文言を「審査請求」に改めるものです。

続きまして、8ページになります。第7条は、開成町行政手続条例の一部改正になります。第3条第8号中、「異議申立」を「再調査の請求」と改め、「決定」という文言を削除するものでございます。

続きまして、9ページになります。第8条は、開成町手数料徴収条例の一部改正になります。行政不服審査法に基づく資料の写しの交付手数料を定めるものです。写し等の交付を請求した審査請求人、又は参加人から実費負担分を徴収する旨を定めるものです。また、経済的困難、その他特別な理由がある場合は、手数料の減額免除ができる旨を定めるものであります。

続きまして、11ページになります。第9条は、開成町情報公開条例の一部改正になります。「不服申立」を「審査請求」に改めるものです。

第15条です。審理員の審理手続を適用除外とする旨の規定を新設するものです。これは開示決定等の処分に対する審査請求につきましては、町情報公開審査会において、実質的な審理が行われるため、重ねて審理員による審理手続を実施する意義が乏しいことから、町情報公開条例に基づく処分に関する審査請求については、審理員制度を適用除外とするものであります。

第15条の2です。情報公開における不作為があった場合には、審査請求の対象とするものになります。

続きまして、13ページになります。第10条は、開成町個人情報保護条例の一部改正になります。改正内容は、情報公開条例と同一ですので、説明は省略をさせていただきます。

14ページ以降は、附則となります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、討論がある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定

することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。